第七十一条の三の二第十一項の表第三十八条の十八第一項の項を次のように改める。

第三十八条の十八第一項	総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は	総務大臣は、
	第三十八条の十六第一項	第三十九条の十第一項
	場合若しくは	場合又は

第七十一条の四第一項中「免許人」の下に「（共同利用促進設備への変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の交付の決定を受けた第二号既開設局の免許人を除く。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「申請しなければ」を「申請し、又は無線局を廃止しなければ」に改め、同条第三項中「既開設局」を「第一号既開設局」に改める。

第七十三条第四項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。

第七十六条第八項中「開設計画」を「第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定」に改める。

第七十六条の三第一項中「開設指針」の下に「若しくは価額競争実施指針」を、「第二十七条の十二第三項第二号ロ」の下に「若しくは第二十七条の二十の二第二項第二号ロ」を加える。

第九十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間」の下に「、同項第五号（通信の最大距離）」を、「認定の取消し猶予に係る勘案事項）」の下に「、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）を加え、「第二十七条の二十四」を「第二十七条の二十五」に、「義務船舶局の」を「義務船舶局等の」に改め、「業務の実施」の下に「、第百二条の十九第一項（相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。）（国の機関等による申請等の特例）」を加え、同項第二号中「第七条第三項」を「第六条第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は変更、第七条第三項」に改め、「要否の決定」の下に「、第二十七条の二十の二第一項の価額競争実施指針の制定又は変更」を加え、同項第三号中「第七項の規定による開設計画」を「第七項の規定による第二十七条の十四第一項」に、「同項の規定による無線局の免許等の取消し」を「第二十七条の十六第七項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第二十七条の二十の四第一項若しくは第二項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定の取消し、第二十七条の二十の四第二項の規定による第二十七条の十四第一項の認定若しくは無線局の免許等の取消し」に、「開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項」を「第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第六項」に改める。

第百条第五項中「及び第二項（免許状）」を「（免許記録）、第十四条の二（証明書の交付）」に、「免許状の訂正」を「免許記録の変更等」に、「免許状の返納」を「免許の失効の記録」に改める。

第百二条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に、「地上投影面」を「地上又は水上への投影面」に改める。

第百二条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「行なう」を「行う」に、「敷地」を「設置場所」に、「で地表」を「で地表又は水面」に、「こえる部分」を「超える部分」に改め、同項第一号中「地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物」を「地表又は水面からの高さが三十一メートルを超える建築物」に、「こえる場合」を「超える場合」に、「こえるもの」を「超えるもの」に改める。

第百二条の五第三項中「敷地」を「設置場所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百二条の十八の次に次の一条を加える。

（国の機関等による申請等の特例）

第百二条の十九　国の機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

一　第六条第一項から第七項までの規定による免許の申請

二　第八条第二項の規定による期限の延長の申請

三　第九条第一項の規定による許可の申請

四　第九条第二項の規定による変更の届出

五　第九条第四項の規定による許可の申請

六　第九条第五項の規定による変更の届出

七　第十条第一項の規定による落成の届出（同条第二項の書類の提出を含む。）

八　第十四条の二の規定による書面の交付の請求

九　第十六条第一項の規定による運用開始の届出

十　第十六条第二項の規定による休止期間又はその変更の届出

十一　第十七条第一項の規定による許可の申請

十二　第十七条第二項の規定による変更の届出

十三　第十八条第二項の規定による書類の提出

十四　第十九条の規定による変更の申請

十五　第二十条第二項から第五項まで（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請

十六　第二十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による承継の届出

十七　第二十一条第二項の規定による変更の届出

十八　第二十二条の規定による廃止の届出

十九　第二十七条の三の規定による免許の申請

二十　第二十七条の六第二項の規定による運用の開始の届出

二十一　第二十七条の六第三項の規定による開設若しくは変更又は廃止の届出

二十二　第二十七条の八第一項の規定による許可の申請

二十三　第二十七条の九の規定による変更の申請

二十四　第二十七条の十第一項の規定による廃止の届出

二十五　第二十七条の二十一の規定による登録の申請

二十六　第二十七条の二十三の規定による書面の交付の請求

二十七　第二十七条の二十六第一項の規定による変更登録の申請

二十八　第二十七条の二十六第四項の規定による変更の届出

二十九　第二十七条の二十七第二項（第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による承継の届出

三十　第二十七条の二十九第一項の規定による廃止の届出

三十一　第二十七条の三十二の規定による登録の申請

三十二　第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請

三十三　第二十七条の三十三第四項の規定による変更の届出

三十四　第二十七条の三十四の規定による開設の届出

三十五　第二十七条の三十五の規定による変更の届出

三十六　第七十三条第三項又は第四項の規定による証明書又は書類の提出